

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の申請主体の名称

岩手県雫石町

### 2 地域再生計画の名称

しずくいし・自立する持続可能な次世代のまちづくり計画  
～住民との協働による内発的産業おこしのすすめ～

### 3 地域再生の取組を進めようとする期間

認定の日から約 5 年間（平成 21 年度目標）

### 4 地域再生計画の意義及び目標

#### (1) 地域再生計画の意義

雫石町は、北東北地方の拠点都市である盛岡市の西方約 16 km に位置し、東は滝沢村、盛岡市に接続し、西は奥羽山系の山々を境に秋田県田沢湖町に接している。交通は、盛岡市と秋田市を結ぶ国道 46 号、ＪＲ田沢湖線（秋田新幹線）がそれぞれ町域を東西に横断しており、短時間で県都である盛岡市と往復できるという優位性を有している。また、岩手山や駒ヶ岳等の自然資源や泉質の異なる 12 ヶ所の温泉、わが国最大級の地熱発電所、最大規模の民間牧場である小岩井農場、その他スキー場、ゴルフ場などの観光資源にも恵まれている。産業は、農業を町の基幹産業と位置づけ、雫石町らしい自然と調和した活力と魅力あふれる産業のまちづくりを進めている。

しかし、本町の基幹産業である農業は、小規模農家の離農による農家人口の減少や農業従事者の高齢化の進行、米の生産抑制や農作物の価格低迷による農家所得の減少、後継者や担い手不足による農業生産活動の低下や遊休・荒廃農地の増加などにより、農業・農村の活力が低下している現状にある。

また観光は、日帰り温泉客が増加傾向にあるものの、長引く不況に加えスキー客の減少により、観光客入込数の推移は、平成 8 年には約 358 万人の入込数であったが、平成 14 年では約 271 万人まで減少しており、消費者側の視点に立った新たな観光資源の開発が急務となっている。

そして商業は、景気の低迷や大型店の進出、モータリゼーションの進展などにより、地理的な優位性を活かすことができずに地元購買力が町外へ流出し、また、平成 15 年

5月現在の空き店舗率は32.1%となり、中心商店街の機能、賑わい、活力が低下している現状にある。

このような現状の中で、産業の創造による雇用創出の取組み、本町の豊かな自然と共生しながら快適な生活環境を確保する取組み、そして住民と行政が尊重し合いながら対等な立場のもとに協力し合う関係を築き、協働で地域を経営していく取組みが求められている。

そこで、本町は今後の発展が期待できる可能性のある資源を新たな視点で掘り起こし、それを全町的に有機的に結びつけ、新たなアイデアの創出など質的向上を狙える基盤をつくり、住民との協働による分野横断的な課題解決の取組みを進め、地域再生の支援措置を活用し、住民と行政との協働がもたらすコミュニティビジネス等の内発的産業を起こしながら、地域経済の活性化や暮らしやすい地域社会を形成し、自立する持続可能な「次世代のまち」の構築を目指すものである。

## (2) 地域再生計画の目標

本町は、平成16年3月に認定を受けた「しずくいし・元気な農業・農村いきいき特区計画」により、地域住民が自らの知恵と工夫のもとに、本町の農業・農村が持つ資源を最大限に活かし、都市と農村の共生・対流や農業・農村が持つ多面的機能を再生し、地域の活性化や経済の活性化に結びつけ、いきいきとした元気な農業・農村の実現を目指す取組みを展開しているところである。

今後さらに、町の発展を考えると、大きく次の四つの目標の実現により、内発的産業を起こしながら、地域経済の活性化や暮らしやすい地域社会を形成し、自立する持続可能な次世代のまちづくりを目指すものである。このため、住民の視点に立ち、新しい発想で新しい消費生活を提案する内発的な産業おこしを進めていくものである。

いきいきとした元気な農業・農村の実現

- ア 都市住民との共生・対流の促進
- イ 地産地消とアグリビジネスの推進
- ウ 意欲ある担い手の育成支援
- エ 農業・農村の多面的機能の維持増進

魅力あふれる観光とぬくもりと賑わいが共存する中心商店街の実現

- ア 観光資源の有効活用と新たな資源開発
- イ グリーン・ツーリズムの促進

- ウ 国際観光機能の整備と充実
- エ 中心商店街の魅力向上と機能充実

環境にやさしい生活と自然と調和した景観の実現

- ア 自然景観との調和と保全
- イ 自然とのふれあい増進
- ウ 環境保全機能の向上
- エ 景観形成の推進

住民との協働によるまちづくりの実現

- ア 新しい「公共」の創造
- イ 住民参画の促進と情報提供の推進
- ウ NPO活動団体の育成支援
- エ コミュニティビジネスの推進

### (3) 地域再生計画による支援措置を活用した方策

本町の地域再生計画の取組みとしては、農業や観光、そして商業がその分野の中でのみ課題解決するのではなく、分野横断的な取組みを展開し、内発的な産業を起こしながら、地域経済の活性化や暮らしやすい地域社会を形成し、自立する持続可能な次世代のまちづくりのため、既に認定されている構造改革特別区域計画の積極的な取組みとあいまって、一層の効果が出るよう進めていくものである。そこで、地域再生計画の実施により支援措置を活用し、具体的に次の方策を実施するものである。

いきいきとした元気な農業・農村の実現

平成 16 年 3 月に認定を受けた「しずくいし・元気な農業・農村いきいき特区計画」により、2 件の市民農園の開設が実現している。「市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化」の支援措置に基づき、市民農園を利用しながら農産物の生産の喜びを実感している都市住民が、予期せず自家消費を超える作物を収穫した場合、中心商店街の空き店舗を活用し、模擬販売の体験や地域住民と共に様々な野菜の加工品作りを行うことで、農業の面白みを再認識し、農業の醍醐味を体験することができ、さらに、都市住民と街なかの新たな交流を生み、賑わいのある中心商店街づくりを図る。併せて、認定を受けた構造改革特区計画の「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」により多様な主体の市民農園の開設を促進し、農業

の面白みと食の安心・安全を再認識し、消費者である都市住民と生産者との相互理解を図る。

また、「都市と農山漁村の共生対流に関する施策の連携強化」の支援措置に基づき、グリーン・ツーリズムの推進プランを作成し、市民農園での農業体験交流等に活用することにより、グリーン・ツーリズムをさらに促進し、都市と農村の共生・対流を図る。併せて、認定を受けた構造改革特区計画の「農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業」により農家民宿の開業を促進し、農業・農村における生活体験の受入環境を整備しながら、交流人口の増加を図る。そして、一元的な情報提供によって、交流のある都市住民を対象とした宅配やネット販売など多様な流通チャンネルを創りながら、チャンネルの双方向性を活用して、消費者の望む新たなブランド商品（雫石ならではの商品）の開発が可能となるようなシステムを構築し、地元農畜産物や農産加工品の市場拡大を図る。

また、都市と農村の共生・対流が図られる中で、農業に魅力を感じ新たに就農しようとする青年等を支援、育成するため、「就農支援資金の貸付対象の拡充」の支援措置を活用し、農業に参入しやすい環境をつくる。現在、町内で組織されている四つの農業法人やこれから法人化を目指している農家へ、積極的に就農を促進することにより、意欲ある担い手を確保することができる。併せて、認定を受けた構造改革特区計画の「農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業」により農地の利用増進を進め、自ら農業経営を目指す青年等の農業参入を拡大することにより、本町の農業生産活動の活性化を図る。

#### 魅力あふれる観光とぬくもりと賑わいが共存する中心商店街の実現

本町では、平成 16 年 3 月「雫石町中心市街地活性化基本計画」が策定され、基本計画に基づき「TMO 構想」の策定が現在進められている。基本計画における中心市街地の将来像を実現するための施策としては、消費者の利便性と安全性を確保するための駐車場、道路等商店街の環境整備を図ることや地域に愛される商店街づくりを目指し、イベントや空き店舗を活用した事業を展開することとしている。また、本町を訪れる観光客を中心商店街に呼び込むため、地産地消レストランや体験工房の機能を持った多機能複合施設を整備することとなっている。

このため、「映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化」、「民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化」、「道路使用許可・道路占用許可の手續改善」の支援措置に基づき、本町の中心商店街のメイン道路において、

農作業用の軽四輪貨物自動車の荷台に農産物、加工品、山菜や工芸品を積み、町民や観光客を対象にした産直市「軽トラ 200 台市」の構想や現在中断している歴史ある定期市「戸板市」の復興、商工会女性部が昨年から取り組んでいる定期市「あねさん市」の開催、また、伝統よしゃれ踊りの大群舞やさんさパレード、御輿の運行など多彩な内容で町内外から約 5 千人の観客動員がある夏の最大イベント「雫石よしゃれ祭」等を開催する際、道路使用許可及び道路占有許可の円滑化が可能になることにより、集客が拡大され地域経済活動が活発化し、中心商店街の活性化を図る。

また、「道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）」の支援措置に基づき、メイン道路を開放し、農家や旅館・ホテルと連携し、観光客を対象とした定期市や産直販売、お祭等のイベントに併せてオープンカフェ等を設置することにより、新たな交流人口が拡大され、賑わいのある中心商店街の形成を図る。賑わいのある商店街が再生されることにより、本町に昔から伝わる「亀甲織」「木杓子」「こけし」等の後継者や木工、陶芸、鉄器、織物等の職人が街なかへ集まり、空き店舗を活用した活動を誘発し、いわゆる「工房通り」という新たな中心商店街の魅力づくりが実現するなど、本町を訪れる観光客を中心商店街に呼び込むことが可能となる。

さらに、中心商店街は農業や観光と調和した人々の交流や生活の拠点としての商業空間が求められていることから、「駅・まちバリアフリー化に関する総合的な構想の策定」と「まちづくり交付金の創設」の支援措置を活用し、中心商店街の緑地や広場、大型バスが駐車できる駐車場、既存建物を利用した加工施設や産直施設、定住人口の増加を図る公営住宅、安全かつ快適に通行できるコミュニティ道路等の整備を図り、かつ、一体的なバリアフリー化を促進することにより、より快適に過ごせる環境を確保し、中心商店街の機能の拡充と魅力の創出を図る。

観光においては、「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実」の支援措置に基づき、「観光地づくりデータベース」を活用し、情報提供や総合案内の機能を強化することにより、農業と観光が連携し、イベントの共有やグリーン・ツーリズムなどによる多様なアグリビジネスを展開するなど、本町ならではの特徴的な観光メニューを開発する。また、魅力的な観光地づくりの基盤となる人材を育成し、近年増加傾向にある台湾、香港、韓国その他アジア諸国の観光客を対象に、ホワイトシーズンに合わせた「雪と温泉」を資源とした観光メニューを開発するなど、国際観光機能としての「ひと」と「情報」の充実を図る。

また、「観光向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化を実現するための環境整備」の支援措置を活用し、観光ルート別運賃を導入し観光向けタクシーの機能を充

実することにより、本町に点在する多くの観光スポットを結ぶ様々な観光ルートの設定や、観光ルートの中に中心商店街で展開する定期市や産直販売を組み込み、点から線へ、線から面へと、観光地間の連携を強化し、広域的な観光客の誘致を図る。

#### 環境にやさしい生活と自然と調和した景観の実現

本町は、秀峰岩手山をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら山岳や高原が本町の総面積の大部分を占めている。山麓部には広大な傾斜地が開かれ、天然林、牧野、田畑がのどかな田園風景をつくりだしている優れた自然環境にあり、これまでも「岩手の景観の保全と創造に関する条例」に基づき、岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域として景観の保全に努めてきたところである。

良好な自然景観や田園風景は、次世代に残していかなければいけない大切な財産であり、本地域再生計画を実施し、住民と協働で景観条例を策定することにより、本町の土地利用の8割以上を占めている森林と水田が、水源涵養、農地保全や環境保全、田園風景や景観維持などの風土形成等の維持増進を担っていることが再認識される。

「エコツーリズムに対する支援」の支援措置を活用し、森林組合など林業に携わる人たちと連携した植林や間伐の実践、間伐材による炭焼き体験、山菜やきのこを使いながらのソバ打ち体験「森の恵みと食ツアー」等の企画を行う。また、炭焼き名人、山菜取り名人、きのこ取り名人、ソバ打ち名人など様々な名人や本町の宿泊施設の主人等をエコツーリズムガイドに育成し、観光客の受入れ体制を整備するなど、町民が誇れる豊かな自然環境を保全しながら、自然や農村生活文化と観光の両立を目指すエコツーリズムの普及拡大を図る。

そのことにより、農業・農村の多面的機能が見直され、森林や水の大切さが町民全体に広がり、町民が誇れる豊かな自然環境の持続が可能になるとともに、自然と共生し、快適な生活環境を確保することが可能となり、「また訪れたい町」「住みたい町」として町全体の魅力が向上する。そのためにも、観光客の入込み数の拡大、都市と農村間でお互いの魅力が享受できる関係の構築、都市と農村の共生・対流の促進などによる交流人口の拡大を図り、定住人口の増加と暮らしやすい地域社会を形成する。

#### 住民との協働によるまちづくりの実現

本町は、住民とのパートナーシップの確立のため、雫石町行政改革大綱並びに実施計画に基づき、住民の目線で、町の「公共」をみんなで考え、住民との協働による新しい「公共」を創造するなど、住民との協働によるまちづくりを進めている。例を掲

げれば、平成 16 年 4 月から N P O 法人による町内全域の路線バス廃止に伴うデマンドバス「通称：あねっこバス」事業や指定管理者制度を活用した「雫石体験農園」の管理運営など、住民との協働によるコミュニティビジネスの展開が始まっている。

「コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」の支援措置に基づき、今後、デマンドバスが運行されていない地域において、N P O 法人との協働によりコミュニティバスを運行するなど、デマンドバスやコミュニティバスなどの生活交通システムを住民との協働により企画・運営を行う新たな「公共」の創造によるコミュニティビジネスなどを推進し、雇用を創出し、地域経済の活性化や暮らしやすい地域社会の形成を図る。

また、「任期付短時間職員制度の創設」に基づく職員の部分休業を可能とした支援措置を活用し、地域再生のための職員として広い視野と多角的思考を身につけ、地域経営のコーディネーターとしてのスキルアップを図り、住民に直接接触し、新たな公共サービスの担い手となりえる N P O の育成支援等を実践する「地域職員」を配置するなど、職員による地域貢献活動を進めることにより、さらなる住民との協働によるまちづくりを推進し、住民と行政が尊重し合いながら対等な立場のもとに協力し合う関係を築き、協働で地域を経営することが可能となる。

#### 地産地消型産業から特産ビジネスへ

農業は農産物の生産と流通活動を通じて多くの関連産業を誘発し、商業は地域の消費を促し、観光は市場拡大を促進する。この相乗効果を狙い、本町の基幹産業である農業、商業、観光を中心に様々な分野を組み合わせ、内発的な産業おこしを展開する。

具体的には、「農産加工や新たなブランド商品の開発による産業おこし」、「観光産業と連携した市場拡大による産業おこし」、「グリーン・ツーリズムなど都市との交流拡大による産業おこし」、「住民が求めている流通や交通システムの改革による産業おこし」、「住民と行政との協働がもたらすコミュニティビジネスによる産業おこし」などである。その他にも環境、福祉、教育分野など、本町の資源を新しい発想で、分野横断的な取り組みにより、全町的に有機的に結びつけた産業おこしと雇用の創出による地域経済の活性化を図る。

そのため、本地域再生計画の実施により「町民一人ひとりの意欲ある取組み」、「地域の個性を生かした元気ある取組み」、「創造的な人づくり」などを支える環境をつくり、住民のコミュニケーションを誘発する仕掛けを展開し、内発的産業を今までの地産地消型産業からやがて外貨獲得を狙える特産ビジネスへと発展させ

るものである。

さらに、「地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置」の支援措置に基づき、「特定地域プロジェクトチーム」の設置を要請し、消費者、雫石町、岩手県、地元経済界そして関係省庁が連携して「都市住民との共生・対流の促進による交流人口の拡大」や「農畜産物と農産加工品の流通改革による市場の拡大」のための検討を行うことにより、一体となって全国的視野で課題解決に取り組み、新たなアイデアの創出など質的向上を狙える基盤をつくることが可能となるものである。

## 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 定住人口と世帯数の増加

自然と共生し、快適な生活環境を確保することにより本町の魅力が向上し、都市と農村間でお互いの魅力を享受できる関係を築き、エコツーリズムなどにより都市と農村の共生・対流が促進され、交流人口が拡大することにより定住人口の増加が図られる。

平成 21 年度目標：定住人口の増加 150 世帯 500 人増、人口 20,000 人

（昭和 35 年度ピーク時 20,708 人、平成 16 年 8 月現在 19,515 人）

### (2) 観光客入込み数の増加

情報提供や総合案内の機能を強化し、農業と観光が連携し、イベントの共有やグリーン・ツーリズムなど特徴的な観光メニューを開発する。また、魅力的な観光地づくりの基盤となる人材を育成し、国際観光機能としての「ひと」と「情報」を充実することにより観光客の入込み数の増加が図られる。

平成 21 年度目標：観光客入込み数の増加 3,500 千人回

（平成 8 年度ピーク時 3,578 千人回、平成 15 年度 2,932 千人回）

### (3) 地元購買率の増加

定期市や産直等のイベントを開催することにより新たな交流人口が拡大し、賑わいのある商店街が再生され、加工や産直そして工房など空き店舗を活用した新たな中心商店街の魅力づくりが実現する。また、駐車場や公園、コミュニティ道路等の整備を図り、かつ、一体的なバリアフリー化を促進することにより、より快適に過ごせる環境が確保され、中心商店街の機能の拡充と魅力が向上し、地元購買率の増加が図られる。

平成 21 年度目標：地元購買率の増加 65%

（平成 7 年度ピーク時 62.2%、平成 15 年度 52.7%）

(4) 1人当たりの町民所得額の増加

農業は農産物の生産と流通活動を通じて多くの関連産業を誘発し、商業は地域の消費を促し、観光は市場拡大を促進する。この相乗効果を狙い、本町の基幹産業である農業、商業、観光を中心に様々な分野を組み合わせ、内発的な産業おこしを展開することにより雇用が創出され、地域経済が活性化することにより、1人当たりの町民所得額の増加が図られる。

平成21年度目標：1人当たりの町民所得額 2,600千円

(平成8年度ピーク時2,539千円、平成13年度2,377千円)

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- (1) 11203 地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置【別紙1】
- (2) 210001 市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化【別紙2】
- (3) 230004 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化【別紙3】
- (4) 210008 就農支援資金の貸付対象の拡充【別紙4】
- (5) 201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化【別紙5】
- (6) 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化【別紙6】
- (7) 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善【別紙7】
- (8) 212002 道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)【別紙8】
- (9) 212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実【別紙9】
- (10) 212019 観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化の実現するための環境整備【別紙10】
- (11) 212025 駅・まちバリアフリー化に関する総合的な構想の策定【別紙11】
- (12) 212028 まちづくり交付金の創設【別紙12】
- (13) 213004 エコツーリズムに対する支援【別紙13】
- (14) 204007 任期付短時間職員制度の創設【別紙14】
- (15) 212018 コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等【別紙15】

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

(1) 構造改革特別区域の名称

しずくいし・元気な農業・農村いきいき特区

## (2) 構造改革特別区域の概要

農家人口の減少や高齢化の進行、減反強化による所得の減少や農地の荒廃などにより、農業・農村の活力が低下している現状において、特区の特例を適用し、地域の特性を活かし、地域住民が自らの知恵と工夫のもとに、主体的に都市と農村の共生・対流を進め、食文化の復活による特徴的なアグリビジネスの展開を誘発しながら、起業化活動の拡大による地産地消を推進する。さらに、新規就農等の新たな担い手の確保により、耕作放棄地を解消することにより農業生産活動を活発化させ、いきいきとした元気な農業・農村の実現を図る。

## (3) 特例措置による実施する取組

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

農業・農村生活体験受入の環境整備による農村滞在型余暇活動の促進

特定農業者による濁酒の製造事業

農村食文化の復活による起業化への誘導と特徴的なアグリビジネスの展開

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

多様な主体の市民農園の開設による遊休農地の解消と農業・農村の多面的機能の再生

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

農業に参入しやすい環境を整備することによる担い手の確保と農業生産活動の活性化

## 8 その他地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

## 別紙 1

### 1 支援措置の番号及び名称

1 1 2 0 3 (国土交通省、総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、環境省、内閣府)

地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

### 2 当該支援措置を受けようとする者

雫石町

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本地域再生計画は、本町の基幹産業である農業、商業、観光を中心に様々な分野を組み合わせ、内発的産業を起こしながら、地域経済の活性化を図ることとしている。その中で、全国的規模のプロジェクトとして重点的に取り組む必要がある課題は、「都市住民との共生・対流の促進による交流人口の拡大」と「農畜産物と農産加工品の流通改革による市場の拡大」である。

このため、この支援措置により「特定地域プロジェクトチーム」の設置を要請する。プロジェクトチームの協力により、消費者、雫石町、岩手県、地元経済界そして関係省庁が一体となって全国的視野で課題解決に取り組むことにより、新たなアイディアの創出など質的向上を狙える基盤ができる。

(1) 「都市住民との共生・対流の促進による交流人口の拡大」のプロジェクトでは、首都圏からの交通アクセスの充実するため、秋田新幹線の雫石駅停車回数の増加を実現し、都市住民との共生・対流を促進し、交流人口の拡大を図るための検討、助言、指導をいただくものである。

#### ○特定地域プロジェクトチームの構成員案

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 国      | 国土交通省東北地方整備局企画部、建政部、岩手河川国道事務所<br>国土交通省東北運輸局企画振興部、鉄道部 |
| 県      | 岩手県地域振興部地域企画室交通担当                                    |
| 市町村    | 雫石町                                                  |
| 観光協会等  | 雫石町観光協会、雫石町グリーン・ツーリズム推進協議会                           |
| 地元経済界等 | 雫石商工会、主要な観光事業者、東日本旅客鉄道(株)盛岡支社                        |
| 消費者    | 首都圏の消費者                                              |

(2)「農畜産物と農産加工品の流通改革による市場の拡大」では、農畜産物や農産加工品の流通の改革を進め、市場を拡大し、地産地消型産業から外貨獲得を狙える特産ビジネスへ発展させるための検討、助言、指導をいただくものである。

○特定地域プロジェクトチームの構成員案

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 国      | 東北農政局企画調整室、東北経済産業局総務企画部 |
| 県      | 岩手県農林水産部農林水産企画室、流通課     |
| 市町村    | 雫石町                     |
| 地元経済界等 | J A全農いわて、J A新しいわて       |
| 消費者    | 首都圏の消費者                 |

## 別紙 2

### 1 支援措置の番号及び名称

2 1 0 0 0 1 (農林水産省)

市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化

### 2 当該支援措置を受けようとする者

予期せず自家消費量を超える農作物を収穫した際、その余剰農作物を販売しようとする  
市民農園利用者

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

構造改革特区計画により開設された市民農園では、農作業に訪れた時に農家に教わりながら農作業ができる環境がつくられており、農作業時や収穫祭など開設者である農家と消費者である都市住民との交流が盛んに行われている。また、今年4月、市民農園法により本町が開設し、NPO法人しずくいし・いきいき暮らしネットワークが管理運営している「雫石体験農園」についても、農作業に訪れた時に農家やNPOボランティアに教わりながら農作業ができる環境がつくられており、利用者に好評であることから、今後も市民農園の開設を拡大しようとするものである。このため、市民農園の開設者である「極楽野農業小学校」と「福本農園」と話し合いを行い、主体に成り得る農園利用者と打合せを行なう。併せて、構造改革特区計画の「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」により多様な主体の市民農園の開設を促進し、農業の面白みと食の安心・安全を再認識し、消費者である都市住民と生産者との相互理解を図るものである。また、予期せず自家消費を超える農作物の収穫があった場合、雫石商工会と協力し、同青年部が開設している産直施設「まちの駅ぷらっと」や同女性部の「あねさん市」で模擬販売を行い、都市住民と街なかの新たな交流を生み、賑わいのある中心商店街づくりを図るものである。

なお、取組みに当たっては、平成16年3月26日付け、15農振第2643号農林水産省農村振興局長通知「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」に基づいて実施するものである。

## 別紙 3

### 1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 4 ( 農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省 )

都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化

### 2 当該支援措置を受けようとする者

都市と農村の共生・対流の推進に取り組む町、事業者、NPO法人、地域住民等

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

今日、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」の重視へと国民の価値観が変化する中で、農業・農村が有する美しい景観や文化など農業が生産活動を通じて生み出している多面的機能に対する期待と余暇時間の増大による農村地域への回帰傾向が高まっている。このような中で、本町では、構造改革特別区域計画の認定を受け、農村地域の豊かな自然や食文化、伝統工芸など本町の農業・農村が持つ資源を有効に活用した農村滞在型余暇活動の促進により、都市と農村間でお互いの魅力を楽しむ関係性を築くなどの都市と農村の共生・対流を推進しているところである。

このため、この支援措置により、都市と農山村の共生・対流の促進のための情報や資料収集を行い、町、事業者、NPO法人、地域住民等が参加したプロジェクトチームを設置し、都市と農村の共生・対流の促進を図るグリーン・ツーリズムの全体像を把握し、促進するためのプランづくりを行う。また、分野横断的取組により作成されたプランを活用し、都市と農村の共生・対流の普及拡大をさらに図るものである。

併せて、平成 16 年 3 月に認定を受けた構造改革特区計画の「農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業」により農家民宿の開業を促進し、農業・農村生活体験受入の環境を整備しながら、事業者やNPO法人、地域住民等連携し、農業・農村生活体験受入れ事業を行い、交流人口の増加を図りながら、農村滞在型余暇活動の促進を図るものである。

## 別紙 4

### 1 支援措置の番号及び名称

2 1 0 0 0 8 (農林水産省)

就農支援資金の貸付対象の拡充

### 2 当該支援措置を受けようとする者

貸付けの対象要件を満たした農業法人やこれから法人化を目指している農家等

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本町では、都市と農村の共生・対流が図られる中で、農業に魅力を感じ新たに就農しようとする青年等を支援、育成し、意欲ある担い手を確保するため、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようようとする者に対し、就農支援資金を貸付けることができるようにする等の措置を講ずることにより、農業法人等への就農を積極的に促進することが可能となる。

現在、町内の農業法人において、既に5人の青年の就農を受け入れられており、積極的に新規就農の研修や受入れに取り組んでいる。今後、青年等が新たに農業法人等において就農することが見込まれていることから、農業法人等も加わった新たな新規就農支援チームを組織し、積極的な育成支援活動を展開していく必要がある。

そこで、平成16年8月1日施行された青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律に基づき、新たな農業の担い手の確保を図るため、農業法人等への就農を積極的に促進することを目的として、町内の農業法人等は、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農計画を作成し岩手県知事の認定を受け、さらに、岩手県農業公社（青年農業者等育成センター）が就農計画の認定を受けた農業法人等に対し、無利子の就農資金（研修等に必要な資金や居住の移転等の就農準備に必要な資金）を貸し付ける制度を活用して、積極的に青年等の農業法人等への就農を促進するものである。

併せて、平成16年3月に認定を受けた構造改革特区計画の「農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業」により農地の利用増進を進め、自ら農業経営を目指す青年等の農業参入を拡大することにより、本町の農業生産活動の活性化を図るものである。

## 別紙 5

### 1 支援措置の番号及び名称

201001（警察庁）

映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

### 2 当該支援措置を受けようとする者

雫石商工会

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

街なかの新たな魅力づくりとして、平成 15 年度から雫石商工会青年部は「しずくいしタウンツーリズム事業」を企画し、賑わいのある中心商店街を再生するため、中心商店街のメイン通りに、空き店舗を活用した直売所「まちの駅ぶらっと」を開店し、消費者との交流事業を展開している。また、平成 16 年度は同事業の一環として中心商店街を訪れる高齢者を対象とした「休み処ぺこっと」をオープンし、賑わいの再生に取り組んでおり、今後も空き店舗を活用した街なかの新たな魅力づくりを継続して取り組むこととしている。

また、本町には夏の最大イベントである「雫石よしゃれ祭」がある。中心商店街のメイン通りを活用し、伝統よしゃれ踊りの大群舞やさんさパレード、御輿の運行など多彩な内容で町内外から約 5 千人の観客動員がある。また、8 月をよしゃれ月間とし、南部よしゃれ全国大会を開催するなど、全国によしゃれの里としてのまちづくりを発信している。

今後のイベント計画としては、農業の町ならではの農作業用の軽四輪貨物自動車の荷台に農産物、加工品、山菜や工芸品を積み、住民や観光客を対象にした産直市「軽トラ 200 台市」の構想や歴史ある定期市「戸板市」の復興及び商工会女性部が昨年から取り組んでいる定期市「あねさん市」の継続開催の計画がある。

このように中心商店街のメイン通りを活用した魅力づくり活動やイベントに併せ、メイン通りを使用したオープンカフェ等を設置することにより、街なかに訪れる住民と観光客、そしてイベントに参加する人たちとの交流の促進ができる環境を整備し、中心商店街の賑わいを取り戻すものである。

このため、地域住民や道路利用者と合意形成を図るため、街なかのイベントを企画するプロジェクトチーム等を設置し、平成 16 年 3 月 18 日に警察庁交通局規制課長より各都道府県警察本部長あて出発された通達に基づき、イベント等の円滑な開催を図り、地域経済の活性化を図るものである。

## 別紙 6

### 1 支援措置の番号及び名称

201002（警察庁）

民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

### 2 当該支援措置を受けようとする者

雫石商工会

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

街なかの新たな魅力づくりとして、平成 15 年度から雫石商工会青年部は「しずくいしタウンツーリズム事業」を企画し、賑わいのある中心商店街を再生するため、中心商店街のメイン通りに、空き店舗を活用した直売所「まちの駅ぶらっと」を開店し、消費者との交流事業を展開している。また、平成 16 年度は同事業の一環として中心商店街を訪れる高齢者を対象とした「休み処ぺこっと」をオープンし、賑わいの再生に取り組んでおり、今後も空き店舗を活用した街なかの新たな魅力づくりを継続して取り組むこととしている。

また、本町には夏の最大イベントである「雫石よしゃれ祭」がある。中心商店街のメイン通りを活用し、伝統よしゃれ踊りの大群舞やさんさパレード、御輿の運行など多彩な内容で町内外から約 5 千人の観客動員がある。また、8 月をよしゃれ月間とし、南部よしゃれ全国大会を開催するなど、全国によしゃれの里としてのまちづくりを発信している。

今後のイベント計画としては、農業の町ならではの農作業用の軽四輪貨物自動車の荷台に農産物、加工品、山菜や工芸品を積み、住民や観光客を対象にした産直市「軽トラ 200 台市」の構想や歴史ある定期市「戸板市」の復興及び商工会女性部が昨年から取り組んでいる定期市「あねさん市」の継続開催の計画がある。

このように中心商店街のメイン通りを活用した魅力づくり活動やイベントに併せ、メイン通りを使用したオープンカフェ等を設置することにより、街なかに訪れる住民と観光客、そしてイベントに参加する人たちとの交流の促進ができる環境を整備し、中心商店街の賑わいを取り戻すものである。

このため、地域住民や道路利用者と合意形成を図るため、街なかのイベントを企画するプロジェクトチーム等を設置し、警察庁交通局規制課長より各都道府県警察本部長あてこれから出発される予定の通達及び今後出発の通達に基づき、イベント等の円滑な開催を図り、地域経済の活性化を図るものである。

## 別紙 7

### 1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 1 (警察庁、国土交通省)  
道路使用許可道路占用許可の手續改善

### 2 当該支援措置を受けようとする者

雫石商工会

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

街なかの新たな魅力づくりとして、平成 15 年度から雫石商工会青年部は「しずくいしタウンツーリズム事業」を企画し、賑わいのある中心商店街を再生するため、中心商店街のメイン通りに、空き店舗を活用した直売所「まちの駅ぶらっと」を開店し、消費者との交流事業を展開している。また、平成 16 年度は同事業の一環として中心商店街を訪れる高齢者を対象とした「休み処ぺこっと」をオープンし、賑わいの再生に取り組んでおり、今後も空き店舗を活用した街なかの新たな魅力づくりを継続して取り組むこととしている。

また、本町には夏の最大イベントである「雫石よしゃれ祭」がある。中心商店街のメイン通りを活用し、伝統よしゃれ踊りの大群舞やさんさパレード、御輿の運行など多彩な内容で町内外から約 5 千人の観客動員がある。また、8 月をよしゃれ月間とし、南部よしゃれ全国大会を開催するなど、全国によしゃれの里としてのまちづくりを発信している。

今後のイベント計画としては、農業の町ならではの農作業用の軽四輪貨物自動車の荷台に農産物、加工品、山菜や工芸品を積み、住民や観光客を対象にした産直市「軽トラ 200 台市」の構想や歴史ある定期市「戸板市」の復興及び商工会女性部が昨年から取り組んでいる定期市「あねさん市」の継続開催の計画がある。

このように中心商店街のメイン通りを活用した魅力づくり活動やイベントに併せ、メイン通りを使用したオープンカフェ等を設置することにより、街なかに訪れる住民と観光客、そしてイベントに参加する人たちとの交流の促進ができる環境を整備し、中心商店街の賑わいを取り戻すものである。

これらイベント等について、地域住民や道路利用者と合意形成を図るため、街なかのイベントを企画するプロジェクトチーム等を設置し、地域再生の当該支援策で掲げられた平成 16 年度中の通達に従い、関連手続きを行うこととするものである。

## 別紙 8

### 1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 0 2 (国土交通省)

道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)

### 2 当該支援措置を受けようとする者

雫石商工会

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

街なかの新たな魅力づくりとして、平成 15 年度から雫石商工会青年部は「しずくいしタウンツーリズム事業」を企画し、賑わいのある中心商店街を再生するため、中心商店街のメイン通りに、空き店舗を活用した直売所「まちの駅ぶらっと」を開店し、消費者との交流事業を展開している。また、平成 16 年度は同事業の一環として中心商店街を訪れる高齢者を対象とした「休み処ぺこっと」をオープンし、賑わいの再生に取り組んでおり、今後も空き店舗を活用した街なかの新たな魅力づくりを継続して取り組むこととしている。

また、本町には夏の最大イベントである「雫石よしゃれ祭」がある。中心商店街のメイン通りを活用し、伝統よしゃれ踊りの大群舞やさんさパレード、御輿の運行など多彩な内容で町内外から約 5 千人の観客動員がある。また、8 月をよしゃれ月間とし、南部よしゃれ全国大会を開催するなど、全国によしゃれの里としてのまちづくりを発信している。

今後のイベント計画としては、農業の町ならではの農作業用の軽四輪貨物自動車の荷台に農産物、加工品、山菜や工芸品を積み、住民や観光客を対象にした産直市「軽トラ 200 台市」の構想や歴史ある定期市「戸板市」の復興及び商工会女性部が昨年から取り組んでいる定期市「あねさん市」の継続開催の計画がある。

このように中心商店街のメイン通りを活用した魅力づくり活動やイベントに併せ、メイン通りを使用したオープンカフェ等を設置することにより、街なかに訪れる住民と観光客、そしてイベントに参加する人たちとの交流の促進ができる環境を整備し、中心商店街の賑わいを取り戻すものである。

このため、地域住民や道路利用者と合意形成を図るため、街なかのイベントを企画するプロジェクトチーム等を設置し、平成 16 年度中に出発される通知に基づき、集客が拡大され地域経済活動が活発化し、中心商店街の活性化を図られるよう取り組んでいくものである。

## 別紙 9

### 1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 6 (国土交通省)

「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

### 2 当該支援措置を受けようとする者

観光の推進に取り組む雫石町、団体、事業者、NPO法人及び地域住民等

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

近年、外国人観光客の入込み数が増加傾向にある。平成 11 年の入込み数は 7,650 人であったが、平成 15 年は 19,586 人で 156%の伸び率となっており、その内、台湾、香港、韓国その他アジア諸国の観光客が、19,147 人で 97%以上を占めている。

このため、支援措置である国から提供される観光地づくり、観光客の利便に資する情報を活用して、観光の推進に取り組む雫石町、団体、事業者、NPO法人及び地域住民等は、研究会を設置し地域観光の活性化に向けたソフトインフラについての協議を行う。そして、これからの観光における方向性を明確にするための観光振興に係るビジョンを策定し、雫石町等が独自に、外国人対応マニュアルの作成や観光地づくりの核となる人材を育成し、戦略的な観光客誘致活動を行う。また、観光地づくりの核となる人材の組織化を図り、観光に関わる全ての人が利用できる観光支援制度の確立を図るものである。

## 別紙 10

### 1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 1 9 (国土交通省)

観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化を実現するための環境整備

### 2 当該支援措置を受けようとする者

岩手県タクシー協会

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本町は、岩手山や駒ヶ岳等の自然資源や温泉、小岩井農場、スキー場、ゴルフ場などの観光資源に恵まれている。しかし、観光地が町内に広く点在していることから、盛岡駅や雫石駅からの二次交通アクセスの充実が課題となっている。また、観光客が求める観光タクシールートの開発や観光客に分りやすい観光ルート別運賃の導入による環境整備が望まれている。

このため、この支援措置により、点在する多くの観光スポットを結ぶ様々な観光ルートや、観光ルートの中に中心商店街で展開する定期市、産直販売やイベントを組み込むなど新たな観光ルートが開発が行われることにより、町内の観光地間の連携が強化し、広域的な観光客の誘致が図られるものと期待される。現在、主体である岩手県タクシー協会は、観光ルート別運賃の導入に取り組んでいるところである。また、これから策定しようとする観光振興のビジョンの中で、観光施策として二次交通アクセスの充実を位置づける予定である。

## 別紙 1 1

### 1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 2 5 (国土交通省)

駅・まちバリアフリー化に関する総合的な構想策定

### 2 当該支援措置を受けようとする者

零石町

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

中心商店街は農業や観光と調和した人々の交流や生活の拠点としての商業空間が求められていることから、観光客や地域住民が安心して利用できる道路等の施設整備が必要である。また、中心商店街に訪れる観光客以外の高齢者や身体障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる施設整備をすることにより、暮らしやすい地域社会が形成されるものである。

このため、この支援措置により平成 16 年度中に改正される基本方針に従い、中心市街地を重点整備地区として、住民参加による研究会を設置し、道路、歩道、広場等一体的なバリアフリー化を目指す基本構想の策定を進めるものである。

別紙 12

1 支援措置の番号及び名称

212028（国土交通省）

まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

零石町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

暮らしやすい地域社会を形成し、自立する持続可能な次世代のまちづくりのためには、快適な生活環境を確保することが必要である。

このため、平成 17 年度中に住民参加のプロジェクトチームによる都市再生整備計画を策定し、まちづくり交付金の新規要望を行う予定であり、平成 18 年度からまちづくり交付金を活用し、本町の自主性や裁量性を活かしたまちづくりを進めていく計画である。特に、中心商店街は農業や観光と調和した人々の交流や生活の拠点としての商業空間が求められていることから、中心市街地を中心とした諸事業の導入を検討するものである。

| 地区名      | 要素事業                                                           | 備 考          |
|----------|----------------------------------------------------------------|--------------|
| 中心市街地    | 中心市街地緑地整備<br>中心市街地広場整備<br>中心市街地駐車場整備<br>既存建物活用事業<br>コミュニティ道路整備 | まちづくり交付金新規要望 |
| 春木場商店街地区 | 春木場商店街等駐車場整備<br>既存建物活用事業<br>春木場住宅立替<br>町道春木場住宅線道路整備            | まちづくり交付金新規要望 |
| 鶯宿温泉街地区  | 鶯宿温泉街緑地整備<br>既存建物活用事業                                          | まちづくり交付金新規要望 |
| 高前田地区    | 新高前田住宅立替<br>町道新高前田住宅 1 号線他道路整備                                 | まちづくり交付金新規要望 |

別紙 13

1 支援措置の番号及び名称

213004（環境省）

エコツーリズムに対する支援

2 当該支援措置を受けようとする者

雫石町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本町の良好な自然景観や田園風景は、次世代に残していかなければいけない大切な財産であり、本町の土地利用の8割以上を占めている森林と水田が、水源涵養、農地保全や環境保全、田園風景や景観維持などの風土形成等の維持増進を担っていかなければならない。

このため、この支援措置により情報提供を活用して、エコツーリズム推進のための情報や資料収集を行い、NPO法人や住民参加、事業者によるプロジェクトチームを設置し、エコツーリズム推進のためのマニュアルづくりを行う。作成したマニュアルを活用し、自然や農村生活文化と観光の両立を目指すエコツーリズムの普及拡大を図ろうとするものであり、また、今年12月にオープンする網張地区ビジターセンターを本町のエコツーリズムの推進拠点として、町グリーン・ツーリズム協議会等の団体と連携し、農業、観光が一体となってエコツーリズムの取組みを展開しようとするものである。

○本町が行おうとするエコツーリズムの事業概要

岩手山西側登山ルートの特典

高倉山・三角山トレッキングコースの継続実施

網張地区ビジターセンター利用増進

植林や間伐体験、間伐材による炭焼き体験、「森の恵みと食ツアー」など企画開発

様々な名人などの人材発掘

エコツーリズムガイドの育成

NPO法人や住民参加、事業者によるプロジェクトチームの設置

資源調査や誘客宣伝用パンフレットの作成及び情報発信等

## 別紙 1 4

### 1 支援措置の番号及び名称

2 0 4 0 0 7 (総務省)

任期付短時間職員制度の創設

### 2 当該支援措置を受けようとする者

零石町

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本地域再生計画を実施するに当たり、今後の発展が期待できる可能性のある本町の資源を新たな視点で掘り起こし、それを全町的に有機的に結びつけ、新たなアイデアの創出など質的向上を狙える基盤をつくり、住民との協働による分野横断的な課題解決の取組みを進めていく力を持った人材の発掘や育成が急務となる。

このため、この支援措置により平成 16 年 8 月 1 日施行された地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律に基づき、住民と職員の高齢者部分休業に関する条例を制定し、職員が部分休業を申請した場合において、公務に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより部分休業を認め、認められた職員は、地域貢献活動を行う。部分休業を取得した職員による地域貢献活動が推進されることにより、住民と行政が尊重し合いながら対等な立場のもとに協力し合う関係が築かれ、協働で地域を経営するまちづくりが可能となるものである。

1 支援措置の番号及び名称

212018（国土交通省）

コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等

2 当該支援措置を受けようとする者

零石町及びコミュニティバスを運営するNPO法人等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本町は、住民との協働による新しい「公共」を創造するなど、住民との協働によるまちづくりを進めている。平成16年4月から町内全域の路線バス廃止に伴い、NPO法人と地元タクシー会社と町が協働しデマンドバス「通称：あねっこバス」を運行している。これは、町がNPO法人に運營業務を委託し、NPO法人がタクシー会社へ運行業務を委託し、運行しているものであり、NPO法人は住民の要望を適宜運行に反映させることができることなど、住民の目線で新たな「公共」の創造によるコミュニティビジネスを推進している。

デマンドバスの路線がない地域については、現在、利用料が無料な「患者輸送バス」を町が運行し、住民の生活交通の確保に努めているところである。しかし、この「患者輸送バス」は、全町的に利用者の均衡を考慮し、よりサービスの向上を図るため、平成17年度以降に廃止を予定し、NPO法人によるコミュニティバスの運営を考えている。

このため、この支援措置によりコミュニティバスの許可に関する基準の弾力化等が図られ、平成16年度中に利用者利便の向上、手続の負担軽減を図る上で運用の見通しや制度の明確化がなされた場合、制度に沿って許可申請を行うものである。

